

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名 称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究セ ンター	6010905002126	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛 金	34,720,000	-	平成29年4月27日 5月29日 6月27日 7月27日 8月28日 9月27日 10月27日 11月27日 12月27日 平成30年1月29日 2月27日 3月27日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究セ ンター	6010905002126	公益財団法人 日本骨髄バンク	7010005018682	組織適合性試験費用 及びドナー検査費用	3,600,000	-	平成29年5月31日 8月31日 9月29日 10月31日 12月28日 平成30年1月31日 2月28日 3月28日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究セ ンター	6010905002126	公益社団法人 日本臓器移植ネットワ ーク	3010405001069	脳死下臓器提供費用 一式	9,730,600	-	平成29年5月31日 8月31日	-	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究セ ンター	6010905002126	公益社団法人 日本臓器移植ネットワ ーク	3010405001069	会費	600,000	一口あたり600,000円	平成29年5月31日	移植施設である当センターが 脳死者からの臓器提供(腎臓、 小腸、肝臓)を受けるために不 可欠であるため	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。